慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九世紀初頭の ロシヤの政治狀況 (二・ 完) : スペランスキイ憲法草案を中心とした試論的考察
Sub Title	The régime of Alexander I and Speransky's constitutional project (2)
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.5 (1957. 5) ,p.19- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570515-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九世紀初頭のロシヤの政治狀況（二・完）

――スペランスキイ憲法草案を中心とした試論的考察――

中澤精次郎

はしがき
一　アレキサンドル一世政府の課題……以上前號
二　スペランスキイ憲法草案の特性……以下本號
三　スペランスキイ憲法草案の現實的歸結
むすび

二　スペランスキイ憲法草案の特性

一七七二年、寒村の下級僧職を父とする家庭に生まれたミハイル・ミハイロヴィチ・スペランスキイは、一八〇一年四月、クランキン A. Куракин の推擧によつて五等文官に就任したが、その後皇帝の知遇を得て、一八〇八年に司法大臣補佐及び法律編纂委員會委員長の職を與えられている。かく樞要な地位に置かれた關係上、彼は、前章で指摘したところの憲法問題に直面することとなつた。

さてスペランスキイによると、「地上の王國には繁榮と衰退の時代とがあり、各時代の政體（образ правления）は、必ずその國家の到達した文化（гражданское образование）の度合に相應する。政體が文化の度合に遲れるかあるいは進みすぎた場合、その政體は、常に少からぬ動搖を伴いつつ顚覆される[1]」ものとみられている。いいかえれば、「時代精神と調和しない政府は、時代精神の强力な反作用の前に立止り得ない[2]」ものと把握された。しかるにかく政體の歷史的變遷を、文化の發展段階乃至は時代精神との關連において認識する彼の目に、現實の「ロシヤは、封建制の第二段階すなわち絕對主義の時代を經過しつつあり、ロシヤが自由へと直接に志向していることは、疑うことのできない[3]」事實として映つた。したがつて彼がいかなる結論を得たかは改めて述べるまでもなかろう。「現實の政體は人民のそうした心情に相應してない。それ故に、政體を變更し、事物の新しい秩序を形成すべき時が既にきている[4]」という結論にもとづいて、所與の權力關係を修正すべく、彼は一八〇九年に「國家改造試案」（План всеобщаго государственнаго образования, или Введения к уложению государственных законов）を、すなわちスペランスキイ憲法草案を作成した。以下この草案を、「基本的人權」と「統治機構」の二點を中心にして概觀してみよう。

一　基本的人權

既述したように基本的人權の定立という問題は、王權の安定性を基盤的社會の發展に對應した方向において、しかも非權力的・合理的に基礎づけねばならない立場に置かれていたアレキサンドル一世政府の當面したところの、基本的な課題であつた。基本的人權は、普遍的な價値原理から演繹的に定立されるというよりは、むしろ現に掌握している國家權力の妥當性を、より一層高めようとする現實的政治的な配慮から規定されるべく運命づけられていた。したがつてスペランスキイの規定する基本的人權に、すぐれて現實否定的・進步的な性格を、大きく期待することはそもそも困難なはずであるが、果してそうであろうか。

草案は、まずロシヤ國民の基本的な權利を設定するに當り、「市民的權利すなわち生命と財產の保障は、社會生活を營む人

間にとつて掛替えのない資産（первое достояние）である。生命並びに財産の保障されないような社會での生活を、承諾していたのだといつたことを前提とした思想は、人間の本性（природа человека）に反するものである[5]」と斷定し、人權保障の倫理的必然性を强調して、根源的な權利を生命と財産の保障に求めている。しかし草案において人格と所有の自由が保障された權利主體は、必ずしも非身分的・普遍的な主體ではなかつた。草案は基本的人權を規定するに先立ち、つぎのような三つの身分的範疇を設定して、權利主體の個別性を主張しているからである。

1　貴族（дворянство）[6]

2　中等身分（среднее состояние）[7]

3　勞働人民（народ рабочего）[8]

すなわちスペランスキイが、權利主體の身分的意義を尊重していることは爭う餘地のない事實と認められるが、彼は身分化の基礎を主として財産資格に求めているのであつて、前記の諸身分を純粹に封建的な、封鎖的なものと同一視することは正しくない。換言すると、彼は保守的な要求に屈服し盡したわけでもなく、消極的・部分的ではあるが、現實に抵抗して平等を基調とした自由權を定立し、且つそのかぎりにおいて、既存の權力關係の修正乃至は改革への努力を幾分かなりとも打出している。そこで、草案の規定する基本的人權の現實否定的・進歩的な側面を、「市民的自由」（гражданская свобода）と「政治的自由」（политическая свобода）について檢討してみよう。

(1)　市民的自由　草案は、市民的權利の核心を市民的自由に求めると共に、「市民的自由とは、人格的自由（личная свобода）と物質的自由（вещественная свобода）である[9]」として、まず人格的自由に注目し、人格的自由の「基本的條件は、他人の恣意によつてではなく、法律によつてのみ人格的奉仕（личная служба）を義務づけ得ること[10]」、換言すれば「何人も、他人の恣意によつて人格的奉仕を義務づけられ得ない[11]」ことであると規定している。したがつて、かく明かに「何人も……」

と示されている以上は、草案が、恣意による人格的奉仕義務からの解放を、國民のすべてにわたつて認めたものと考えられよう。いいかえれば、全人口の壓倒的部分を占めていた農民[12]、就中人格それ自身を現に商品化されていた地主領農民（помещичье крестьянство）――一般にいう農奴的農民の人格的自由もまた約束づけられたものと考えられるが、果してこの點をスペランスキイ自身が十分に意識していたであろうか。もし、草案が眞に革命的な、乃至はすぐれて進歩的な性格を備えているならば、それは、外ならないこの農奴制の問題に對して與えられた解答の內に、最も强く表示されているはずである。

農奴制の問題について草案には、「成程、奴隷は常に、また到るところで、共和國においてすらも存在したが、しかしこのことから奴隷的身分（рабство гражданское）は必然であるといつた結論を引出してはならない。領土が廣く、また人口の多い國家では、この種の奴隷が次第に驅逐されている。もし、解放のために有効な方法が採られるならば、ロシヤにおいても奴隷的身分を解消することができるのであり、消滅させ得ないとする根據は全く存在しない[13]」とある。すなわち奴隷（раб）という表現によつて、奴隷的身分の解消・農奴解放の可能性を指摘しつつその背後につつましやかな農奴解放への意欲をひそめさせている。草案は農奴解放の不可避性と可能性を認め、そして解放を意圖していたものと考えられる。とはいえ、解放の「方法は、現實的であるべく、あくまでも漸進的でなければならぬ[14]」と草案の强調している點を見逃してはなるまい。草案は、農奴的農民の地主に對する人格的隷屬關係から地主的恣意性を排除することに、農奴解放への漸進的な第一歩を求めたのであつた。勿論、草案のいう人格的奉仕を、農奴主的地主に對する奴隷的奉仕にのみ限定して解釋することは許されないし[15]、また農奴的農民を中心にみた場合にも、法律による人格的奉仕の義務づけ・農奴主的恣意性の排除が、果して漸進的な農奴解放となり得るかどうかは、甚だ疑わしいといわなければならない。しかしながら、草案がともかくも農奴制的な現實を直視していること、しかも、敢て國民すべてに人格的自由を保障しようとしていること自體は、問題なく認められねばならないと考える。

しかし、人格的自由を保障されるべき權利主體に、非身分的な平等性を與えたような、草案の進歩的な性格を、諸他の人權のすべてにわたつて求めることはまず不可能である。例えば、「物質的自由とは所有の權利であり」[16]、「臣民はすべて動産及び不動産を所有し、且つ自由に處分し得る」[17]ものと規定されているが、他方では、農民の居住する土地(населенная земля)の所有は依然として貴族の階級的特權の一つに數えられており、貴族以外の諸階級には、農民の居住しない土地の所有權(право собственности ненаселанной)のみが與えられているにすぎない。[18] 草案によると、農奴的農民が現に自ら耕作している土地を所有することは事實上不可能となる。かく草案は、それが小作地の問題を前述のような形式でしか配慮してないことに、あるいはまた、不平等な・身分的な土地所有權を規定していることに見出されるような、保守的・現狀維持的な性格を、多分に備えており、隨所に示している。しかしそのことによつて、既述したような草案の進歩的・改新的な側面を無視することが許されてよいはずはない。それ故、特に改新的・現狀否定的な性格を尊重して、草案の備えた特性の一つを、反農奴制的な意味を內包した人格的自由が定立されている點に求めてみたいと考える。

(2) 政治的自由　國家權力からの自由という、いわば消極的な自由である前記の市民的自由に加えて、草案は、國家權力の行使に參與する積極的な自由・政治的自由を國民に保障している。草案によると、まず政治的自由乃至「政治的權利とは國家權力への、したがつて立法・司法並びに行政への參與であり、この參與とは選擧權(право избрания)と被選擧權(право представления)とからなる」[19]。ところが、「かりに有產者と同樣無產者にも選擧(выбор)への參加を認めることになると、無產者の票いいかえると無產者の意志は、彼等が多數であるために、必ず有產者の意志に優越することとなろう」[20]から、政治的權利を國民のすべてに與えることは妥當でないと判斷されている。したがつて政治的に自由な主體は有產者に限定されていつた。すなわち草案によると「貴族階級は、選擧權及び被選擧權(политические права в выборе и представлении)を享有し得るが、財產資格を充し得ない貴族は例外」[21]とされ、そして第二階級の商人・町人・鄕士などには、特定の財產資格

を備えた場合に參政權が與えられている。しかし第三階級の「勞働人民は、一般的な市民的諸權利を享有するが、政治的權利は與えられていない」[22]。ところがこの第三階級にも、第二階級への一定の財産資格を條件とした門戸が解放されているのであるから、草案は政治的な權利を身分ではなく、財産資格によつて與えていたということができる。それ故にか、スペランスキイのこの草案はブルジョア憲法草案とも一般に呼ばれているが、その當否はともかく、草案には參政權を取得できる具體的な資産條件が實は示されてない。したがつて斷定はできないが、前後の諸規定からするとこの條件は、少くとも第二階級である中等身分の階級的な條件[23]以下ではあり得ないものと考えられるので、比較的多數の政治的有權者を豫想することはまず不可能である。すなわち草案の規定する政治的自由は、國民のすべてにではなく、極く一部の有産者にのみ保障されたものであつたといわなければならない。しかしそのかぎりにおいては、疑いもなく、國家權力の底邊が制度的に擴大されるわけであり、又そのような意味において、かかる政治的自由の定立による合理的な分權化、乃至は國家權力底邊の制度的な擴大化を、草案のもつ進歩的・改新的な一つの側面としてみることができようかと考える。

二　統治機構　結論的になるが、草案には、三權分立制と代表制を組織原理とした統治機構が畫かれている。もつとも三權分立制については若干の問題がある。この點はいずれ後述するとして、まず草案がロシヤ帝國を人口一〇萬乃至三〇萬を單位とした行政區劃・縣（губерния）によつて整理し[24]、縣を一乃至は五の郡（округ）に、さらに郡を幾つかの鄕（волость）又は鄕邑（волостной город）に分割して、鄕會（волостная дума）・郡會（окружная дума）・縣會（губерная дума）を設置しているので、差當りこれらの機關の構成と機能を紹介してみよう。

まず鄕會は、草案によると、鄕內の不動産所有者全員から構成され、鄕邑又は鄕內の中心的な村（волостное селене）において三年毎に開かれる。また國有村（казенное селение）には五〇〇耕區毎に一人の長老（старшина）を鄕會に送ることが認められている。そしてこの鄕會あるいはより上級の代表機關である郡會及び縣會について、草案はつぎのように敍述してい

る。

郷會――「郷會はすべての議事に先立つて議長と書記を選出する。

郷會内の票決權は全議員に等しく與えられる。しかし缺席した場合に自己の票決權を他人に讓渡してはならない。

郷會はつぎの事項を議題とする。

1　郷役所（волостное правление）の構成員を選出すること。

2　郷役所に委託した租税收入と財政支出に關する決算報告を聽取すること。

3　都會への代表を選擧すること。但しその數は不動產所有者總數の三分の二を越えてはならない。

4　郷内居住者の内から有德の人物二〇名の名簿を作成すること。但しその内の若干名は郷内現住者でなくとも差支えない。

5　郡會に郷豫算案（общественные волостные нужды）を提出すること。

郷會は、前記の議題を終了した後に解散し、その地位（место）を郷役所にゆずる。開會の時期並びに會期及び報告・審議の樣式は、すべて特別法によつて決定される。[25]

郡會――「郡會は郷會選出の代表から構成され、三年毎に郡都（окружной город）において開かれる。

郡會は議長と書記長を選出する。

郡會の票決權は平等である。

郡會はつぎの事項を議題とする。

1　郡協議會（окружной совет）の構成員を選出すること。

2　郡裁判所（окружной суд）の構成員を選出すること。

3　縣會への代表を選擧すること。但しその數は郡會議員總數の三分の二を越えてはならない。

4　鄉會提出の名簿の內から郡內の有德の人物二〇名の名簿を作成すること。但し郡內現住者でなくとも差支えない。

5　支出に充當すべき徵稅總額に關する郡長（окружное начальство）の報告を聽取すること。

6　鄉會提出の鄉豫算案を審議し、その結論にもとづく郡豫算案を縣會に提出すること。

郡會は、提案書の審議及び豫算案提出のために、郡會議員から成る特別委員會を組織する。

前記の議題を終了して後に郡會は解散する。

開會の時期並びに會期及び審議の樣式は特別法によつて決定される。[26]」

縣會――「縣會は郡會選出の代表から構成され、三年每に縣都（губернский город）において開かれる。

縣會はすべての議事に先立つて議長と書記を選出する。

縣會の票決權は平等であるが、缺席者はこの權利を他人に讓渡してはならない。

縣會はつぎの事項を議題とする。

1　縣協議會（губернский совет）の構成員を選出すること。

2　縣裁判所（губернский суд）の構成員を選出すること。

3　國會議員（член в Государственную думу）を、政治的權利を有する二つの身分から（из обоих состояний, политические права имеющих）選擧すること。但し各縣に割當てる國會議員數は法律によつて定められる。

4　郡會提出の名簿から縣內の有德の人物二〇名の名簿を作成すること。但し現住者でなくとも差支えない。

5　支出に充當すべき徵稅總額に關する縣廳（губернское управление）の報告を聽取すること。

6　郡會提出の豫算案にもとづき縣豫算案を提出すること。

縣會は、提案書の審議及び豫算案提出のために、縣會議員から成る特別委員會を組織する。

前記の議題を終了した後に、議長は、縣會議員全員の署名を得て、鄉役所・郡裁判所及び縣裁判所に選出された全構成員の名簿を司法大臣にあてて送り、さらに又(1)郡協議會及び縣協議會に選出された協議會議員名簿、(2)國會(Законодательное сословие)に選出された代表者名簿、(3)縣內に居住する有德者の名簿、(4)縣豫算案を國會議長にあて國家協議會に送る。

縣會は議事を終了して後にその地位を縣協議會にゆずる。[27]」

以上が鄉會・郡會・縣會に關する草案の全貌であるが、それによつて鄉會・郡會・縣會についての明確な理解を得ることは決して平易ではない。むしろ困難ですらあるが、既述した諸點からすると鄉會・郡會・縣會はいずれも代表機關であり、また上級代表機關の構成員の選出母體でもあることが明白であろう。しからば最上級の代表機關には、なにが豫定されていたか。それは國會(Государственная дума)であつた。

この國會は、草案によると、「縣會によつて推擧された代表[28]」から構成され、毎年九月[29]首都において開かれる。ところで問題のあるその構成についてはしばらくおき、差當りその權限に注目してみると、甚だ奇妙なことに、草案はこの點についても又ほとんど規定していない。本稿の利用し得た資料によると、國會に關してはつぎのように記述されている。

「國會議長はその職責上最高の文官(канцлер)である。

國會は開會にあたりてつぎのような立法委員會を組織する。

1 公法委員會(Комиссия законов государственных)

2 私法委員會(Комиссия законов гражданских)

3 規則命令委員會(Комиссия уставов и учреждений)

4 監察委員會(Комиссия министерских отчетов или взыскания ответственности)

5　國家豫算案委員會（Комиссия представлений о государственных нуждах）

6　財政委員會（Комиссия финансов）

各委員會にはそれぞれ國會で選出された委員長と書記が置かれる。

國會の議題は、大臣あるいは國家協議會議員のいずれかにより、皇帝（державная власть）の名において提出される。但しつぎの事項は除かれる。

1　國家豫算に關する提案

2　責任回避の提案

3　國家の基本法に反する政策の提案

國會の運營・審議及びその形式は、別の基本法によつて詳細に規定される。[30]

しかも草案は別の個所で、この國會を立法組織（порядок законодательный）上の最高機關に目し、「國會は元老院（Сенат）並びに內閣（Министерство）と同等の地位に立つ」[31]ものと述べている。すなわち立法を國會に、司法を元老院に、そして行政を內閣へと正確に豫定したとなると、草案は三權分立制を立前とする統治機構の組成を企圖したものといわなければなるまい。しかし時には國會が最高の立法機關（законодательное сословие）と呼ばれているにせよ、既述した甚だ曖昧不徹底な國會に關する諸規定にも見られるように、例えば國會の議題はすべて大臣乃至國家協議會の提案事項にのみかぎられている點からも明かであろうように、國會の立法機關的最高性乃至自主性——勿論、決定的には立法權は皇帝に歸屬することとなろうが——を認めることは決して容易ではない。しかも草案が比較的詳細に規定する國家協議會（Государственный совет）を檢討してみると、國會の立法機關的な役割を、その實質的な意味において肯定することはさらに難しくなつてくる。すなわち、

「1　國家協議會は、政治制度上、立法・司法及び行政の諸機關の全機能を、その基本的な相互關係において統合する機關

であり、立法・司法及び行政の各機能を王權へと統合させ、又これらの機能を王權から放出させる媒介的な機關である。

2　それ故に、法律・規則及び命令の原案は、すべて國家協議會で審議された後、皇帝の名において（действием державной власти）所定の執行機關に附託される。

3　國家協議會の審議を經ない法律・規則及び命令は、皇帝の批准がないかぎり執行されない。

4　國家協議會は皇帝の親任する高位者により構成される。

5　國家協議會議員は司法職乃至行政職を兼務してはならない。

6　大臣はその職責上當然に國家協議會議員である。

7　國家協議會は皇帝もしくは皇帝の指名した協議會議員によつて司會される。

……

15　國家協議會の決議はすべて皇帝の批准を得て後につぎのような形式をとり得る。

1　規則及び命令は詔勅の形式をとる。すなわちその序文に《國家協議會の意見を聽許して……を命ずる乃至制定する云々》と記される。(82)

……」

こうした中樞的機關の設置が明白に豫定されている以上、草案の規定する統治機構の組織原理を三權分立主義に求めることが果して許されるであろうか。(83) 前述した國家協議會についての諸規定からすると、國會に留保された立法的役割は、甚だ末稍的・補助的なものでしかあり得ないこととなろう。ただ繰返し指摘するように、國家協議會特に國會に關する規定の不完全さにより、ここで國會の性格・國會と國家協議會との關係などを十分に把握し、積極的に紹介することはほとんど不可能である。したがつて輕卒な結論は差控えられねばならないわけであるが、利用し得た資料によつて草案の規定する統治機

構を概觀して、その特徴的な一面を指摘してみると、それは、草案が實質的には三權分立主義を否定して、國家協議會を頂點とした執行部門を基軸とする一元的・中央集權的な統治機構の組成を企圖していた點にあるということができよう。

さて、既に述べたところであるが、政治的自由の保障という方法で、草案は國家權力の底邊の制度的な擴大乃至は權力の分權化を期待している。すなわち財産資格を條件とした選擧權・被選擧權を定立し、鄕會・郡會・縣會・國會の四種の代表機關を設置している。そして鄕會は郡會議員を選擧し、郡會は縣會議員を選擧し、又縣會は「國會議員を、政治的權利を有する二つの身分から選擧する」[34]ものと約束づけた。しかし、草案は、國會議員選擧の際には財産資格にもとづく參政權を判つきりと要求しているが、既述したように鄕會の場合には、それが鄕內の全不動産所有者から構成されるとしか示していない[35]。すなわち財産資格にもとづく選擧權・被選擧權は、國會選擧の場合にのみ要求されているのか否か、乃至は又いかに要求されているのか[36]。草案においてはいずれも明かにされていない。しかしながらここで注目すべきことは、鄕會・郡會・縣會について既に紹介した草案の記述から明白であろうように、これらの階層的な諸代表機關のいずれもが、國會と比較してみると相對的により廣い活動領域を保證されていることであり、行政及び司法へのより積極的な參與を認められていることである。したがつて草案の企圖した代表制による國家權力の分權化は、實は地方的・末端的な分權化ということになろう。しかも草案は行政並びに司法の諸地方機關を代表機關と同樣に階層的に組織づけ、國家協議會によつて統合させ、掌握させている。勿論、權力の分權化は常にその集權化を不可避的に豫想しており、集權と分權とは必ずしも背反せず、むしろ相關的な關係をもつ故、草案が、一方で國家協議會を頂點とした求心的な集權化を、他方で鄕會を基底とした遠心的な分權化を企圖したこと自體に不思議はない。むしろこの際に指摘すべきことは、草案が皇帝權力の妥當性を合理的に獲得すべく、皇帝權力の末端的な分權化乃至その底邊の制度的な擴大をはかりつつ、すべての權力が國家協議會において統合されるような、一元的な統治機構の組成を計畫していることではないかと考える。なぜならば、この點を草案の一つの特性に數えることが

できようからである。

以上、スペランスキイの憲法草案を、この草案の現實的歸結を考察する上に必要な限度において概觀的に紹介してきた。そしてここに、スペランスキイ憲法草案の特性的な側面を、農奴制に對する否定的な意味を打出した普遍的主體の人格的自由を規定していること、及び特定の有產者を權力底邊に制度的に組入れた一元的な統治機構を規定していることの二點に、見出し得たのである。

(1) Шильдер, Н., Император Александр первый, его жизнь и царствование, 1904, том II, стр. 372. Хрестоматия по истории СССР, 1953, том II, стр. 427. 本稿は前記の二書に收錄されている資料を、相互に對照させつつ利用した。なお草案の正確な全文は明かでない (Ключевский, В., Курс русской истории, 1937, часть V, стр. 277 以下參照)。

(2) Шильдер, Там же, том II, стр. 372, Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 427.

(3) Mazour, A., Russia, past and present, 1951, p. 102.

(4) Mazour, ibid., p. 102. この記述は、註3のそれと同樣に、Шильдер, Император Александр первый 並びに Хрестоматия по истории СССР に收錄されているテキストにはない。しかし後者のテキストにはつぎのような記述が認められる。「古來、政體は三つの範疇に、すなわち共和制・封建制及び獨裁制に大別されてきた。種々の名稱と形式をもつ共和制は、市民が多少なりとも參與して制定した法によって國家權力 власть державная を制約するといった特質を備える。封建制は法によってではなく、實質的な、いわば物質的な持分によって制約された專制權力 власть самодержавная にもとづく。獨裁制には基準も限界もない。共和制の實例はギリシャの諸共和國特にローマ共和國に見出される。封建制は北歐にその端を發して、その後全歐にひろがった。獨裁制は東洋において支配的であった。すべて政治的變遷は……共和制と封建制との不斷の鬪爭を示している。國家が啓蒙化するに從って共和制は力を得、これに反して封建制は衰弱する」(том II, стр. 428) と。

(5) Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 378.

(6) 草案によると、「ロシヤ臣民一般に認められた市民的諸權利を、例外なく享有し得る」貴族階級には、世襲貴族 потомственное дворянство と終身貴族 личное дворянство とがある。そして世襲貴族は文字通り世襲の貴族であるが、未成年者の場合は成年に達するまで終身貴族として取扱われ、成年に達し、所定の勤務を終えた後に始めて世襲貴族の資格が與えられる。また終身貴族の身分は門地に

關わりなく、國家勤務の功績にもとづいて與えられ、原則として一代限りであり、終身貴族の子弟は中等身分に屬するものと規定されている。

（7）「特別の諸權利を除き、一般的な市民的諸權利を享有し得る」中等身分は、草案によると「商人 купцы・町人 мещане・鄉士 однодворцы 及び一定額の不動產を所有する農民 поселяне から成り」、階級的義務を完全に履行した場合に始めて、職業選擇の自由が認められている。また終身貴族への機會も彼等には與えられている。

（8）勞働人民は、草案によると地主領農民 поместные крестьяне・職人 мастеровые・徒弟 рабоники・及び僕婢 домашние слуги から成つている。しかしこの身分もまた必ずしも封鎖的ではなく、一定額の不動產所有を條件として第二階級すなわち中等身分への門戶が開かれている。

（9）Шильдер, Там же, том II, стр. 378.

（10）Шильдер, Там же, том II, стр. 378.

（11）Шильдер, Там же, том II, стр. 378.

（12）全人口の九五パーセントを占めた農民を法制的に見ると、國有地農民 государственные черносошные крестьяне・鄉士 однодворцы 地主領農民・舊寺領農民 экономические крестьяне・宮廷領農民 дворцовые крестьяне・登錄農民 посессионные крестьяне の六つの範疇がある（Латкин, В., Учебник истории русскаго права, 1909, стр. 190）。勿論生活條件の劣惡さにおいては、農民人口の過半を占める農奴的農民が最も甚だしかつた。なおこの點については例えば Robinson, G., Rural Russia under the Old Regime, 1932, pp. 50–60 參照。

（13）Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 378.

（14）Шильдер, Там же, том II, стр. 378.

（15）例えば「一般的諸權利に加えて、さらに、貴族階級は定期的な人格的奉仕の免除 свободно от личной службы очередной の特權を享有し得るとか、あるいは又「中等身分の人格的奉仕 личная служба людей средняго состояния は特別法をもつてその地位・職業別に決定される」とかあるように、人格的奉仕という用語は國家に對する國民的乃至は臣民的な義務と同意義語にも使われている。

（16）Шильдер, Там же, том II, стр. 378.

（17）Шильдер, Там же, том II, стр. 379.

（18）第一章註28參照。

(19) Шильдер, Там же, том II, стр. 379.
(20) Шильдер, Там же, том II, стр. 379.
(21) Шильдер, Там же, том II, стр. 380.
(22) Шильдер, Там же, том II, стр. 381.
(23) 草案は中等身分の財産條件について具體的に言及してないが、勞働人民は「一定額の不動產を所有した場合、中等身分に昇進することができる」とある點などから、中等身分に固有な財產條件を當然考えていたものと認められる。
(24) 縣・郡・鄉といった諸單位による綜合的・統一的な行政區分は、既に一七七五年の改革で採用されており、草案はそれを部分的に修正しているにすぎない。
(25) Шильдер, Там же, том II, стр. 382. ただし、「開會の時期並びに會期……」以下の箇所は Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 430 による。
(26) Шильдер, Там же, том II, стр. 382-383. ただし、「開會の時期並びに會期……」以下の箇所は Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 431 による。
(27) Шильдер, Там же, том II, стр. 383.
(28) Шильдер, Там же, том II, стр. 383.
(29) 國會は原則として年內に閉會されるが、翌年に及ぶ會期の延長並びに國會の解散 совершенное увольнение всех членов は、「國家協議會における皇帝」Державная власть в Государственном совете によって決定されるものと規定されている。
(30) Шильдер, Там же, том II, стр. 384. ただし、「國會の運營・審議及び形態……」以下の箇所は Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 433 による。
(31) Шильдер, Там же, том II, стр. 384.
(32) Шильдер, Там же, том II, стр. 391-392.
(33) 草案の規定する統治機構をシリジョールはつぎのように圖示している。しかし彼は國會の立法的權限について全く說明を加えていない。

皇帝—國家協議會—
- 法司　司法元老院—縣裁判所—郡裁判所—鄉裁判所
- 法立　國會—縣會—郡會—鄉會
- 政行　內閣—縣廳—郡役所—鄉役所

（34）Шильдер, Там же, том II, стр. 383.

（35）問題の參政權について、История СССР, под редакцией члена-коппеспондента Академии Наук ССС Нечкиной, М., 1954, には「草案は……資產にもとづく選擧資格 имущественный избирательный ценз を設定し……不動產所有者のみが選擧權と被選擧權 пассивное и активное избирательное право を享有した」（Там же, стр. 67）とある。

（36）草案には、國家の「選擧に際しては、縣はすべて五箇のグループに分けられ、隣接する二つの縣が同時に選擧を行わぬように、又一〇箇の縣において選擧が同時に施行されるように配慮される」（Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 431）とあるが、選擧の具體的な方法についてはそれ以上說明されていない。郡會・縣會の選擧についても又同樣である。

三　スペランスキイ憲法草案の現實的歸結

一八〇九年の一〇月から一一月にかけて、檢討[1]を加えた後に、「アレキサンドル一世はスペランスキイの企圖の實現を決意するに至つた[2]」。しかし草案そのものを直ちに法規範化しようとしたわけではなかつた。草案自體の甚だ解說的な敍述形式が、なお多くの整序と補修を必要としたばかりでなく、一擧にそれを法文化し、憲法として公布することに不測の混亂と危險の伴うことが懸念されたために、政府は草案の內容を個別化し、まず統治機構に關する部分を勅令あるいはその他の形式で法規範化しようとしたのである。すなわち舊制度から「新制度への移行が平易な自然なものであるように、新制度が舊

制度からの自然な所産であるように」[3]留意した政府は、たまたま解決を差迫られていた財政問題の處理と、ピョートル大帝以來依然として企圖に止まつていた市民法典編纂の審議を理由として、まず國家協議會の設置をはかり、一八一〇年一月一日、つぎのような「國家協議會の組成に關する詔勅」(Манифест об образовании Государственного совета)を公けにした。

「統治機構の統一と秩序を強化・擴充するため……國家協議會を、つぎの諸原則にもとづいて組成することを決意した。

1　政治制度上國家協議會は法律の制定にあたつて全統治機構をその基本的な關係を通して統合し、且つそれを至高な皇帝權力へと結合させる機關である。

2　それ故に、法律・規則及び命令の原案は、すべて國家協議會で審議された後に、皇帝の名において所定の執行機關に附託される。

3　國家協議會の審議を經ない法律・規則及び命令は、皇帝の批准がないかぎり執行されない。

4　國家協議會は皇帝の親任する高位者により構成される。[4]

……」と。

したがつて國家協議會に關する草案の規定は、ほぼそのまま國家權力の承認を得て法規範化したわけである。ところが、かく機構改革への第一歩が踏出された際に、ロシヤを圍繞した國際關係は既に緊張の度を次第に加え始めていた。就中、增大しつつあつたナポレオンの軍事的脅威は、內政改革への政府の積極的な意欲を再び冷却させたばかりでなく、スペランスキイに對する政府部內の反感を高め、彼の立場をますます不利にした。彼が親ナポレオン派の人物と目されていたためである。しかも、こうした對佛關係の惡化と政府內部の反スペランスキイ的氣運の成長がわざわいして、彼の「企圖に直接關係のない箇所のみが僅かに實現されただけで」[5]、いいかえると「國家協議會の組成に關する詔勅」が公布されたのみで、それ以外の草案の規定內容は遂に法規範化・法文化されることなく放置されてしまつた。もつとも彼が國家協議會を第二義的にしか考

えず、前記した一月一日の詔勅を然程重視していなかつたと見ることには直ちに贊同できないが、いずれにしても、「もし、神がこの企圖のすべてに祝福を與え給うならば、アレキサンドル一世の治世一〇週年に當る一八一一年にロシアは新しく甦り、あらゆる點で完全に革新されよう」[6]とまで自負していたスペランスキイの憲法草案は、僅かに「私文書に書殘されただけで、それさえも又恰も鉛筆書きのスケッチが時と共に薄れてゆくように、人々の記憶から消去つた」[7]のである。かく草案は再びかえりみられることもなく葬られ、そして彼自身もまた、對ナポレオン戰の發生と共に一八一二年三月ニッジニイ・ノーヴゴロドに追いやられてしまつた。すなわち、パーヴェルによる王權の恣意的な絶對化に伴つて露呈した封建的權力關係の體制的危機を、近代的・合理的な方向において超克しつつ、王權の客觀的な保證を獲得しようとしたスペランスキイの企圖は、ここに全く挫折したのである。しからば、何故にこうした歸結が招來されたのであろうか。

基盤的社會の發展に對應した方向に、王權の妥當性を一擧に又合目的に基礎づけるべく、憲法の制定を意圖した政府の積極的な努力を阻害した諸條件の一つに、まず國際情勢の變化を數えあげることができよう。非公式委員會の存在が一八〇三年の末に終つていること、あるいはスペランスキイ草案の起草がチルジット講和の成立後であることを繰返して指摘するまでもなく、對外的脅威の增大と臨戰體制の必要不可避性の自覺は、たとえそれが十分に客觀的な根據のない場合ですら、なお且つ、戰力の增加に直接結びつかない內政改革を、特に權力底邊の擴大化を策する改革を必然的に後面に追いやる以上、いかに部分的、漸進的な方法を採つたにせよ、スペランスキイ草案に則つた法規範の定立・憲法の制定が將來に持込まれたことは、蓋し當然でもあつた。しかしスペランスキイ草案に則つた憲法の制定は將來に持越されたわけではなく、彼の草案は對ナポレオン戰の終了後においても、國內改革・憲法問題が再燃した際にもかえりみられていないのであり、いわば全く葬り去られたのであつた。したがつて對外的條件は、草案が憲法として實現される上に疑いもなく否定的な役割を果したとはいえ、問題の考察をこの點に止めることは許されまい。既述した對內的條件、すなわちスペランスキイの失脚にあずかつ

て力のあつた宮廷・政府部内の反スペランスキイ的氣運を、改めて檢討すべきではなかろうか。

樞要な地位にあつたスペランスキイに對して、政府部内の空氣は決して好意的ではなかつたようである。强い反感と羨望とが既に根强く存在していた。それ故に、國際關係特に對フランス關係の緊張・惡化は、彼がたまたま親ナポレオン派であつたことにより、またとない中傷の口實を提供することとなつたわけである。しかし宮廷・政府部内の彼に對する反感は、いわば成上り者に向けられた多分に感情的なそれではなく、むしろ意識的・自覺的な不滿であり攻擊ですらあつたようである。すなわち彼が提唱した一八〇九年四月の二つの勅令――「文官乃至は武官の勤務を勤めずに、侍從あるいは侍從補の宮廷職にある者は、すべて二ヵ月以内に文・武いずれかの實際上の勤務を選擇すべきこと」[8]を命じ、同時に宮廷職を官等から切離して、勳功に結びつけた「宮廷職に關する勅令」(Указ о придворных званиях)と、「今後は何人といえども、國内のいずれかの大學の卒業證書あるいは八等官職昇進試驗の合格證書なしには、八等官に昇進し得ない」[9]とする「文官に關する勅令」(Указ о чинах гражданских)は、廷臣並びに官僚の强い反對を呼起していた。カラムジン H. Карамзин の表現をかりれば、「副知事がピタゴラス的修辭法を身につけることを義務づけられ、なんとまた精神病院の監視人もローマ法を知ることを義務づけられた」[10]ことに、皇帝の官僚は甚だ快よく思つていなかつた。しかし、かくあつたからといつて草案の廢棄を、スペランスキイの官僚制改革に對して露骨な不滿を示した官僚層に、直接結びつけて理解することにはなお問題がある。成程、草案の現實的歸結を理解するに當つては、官僚層の意志が傳統的に統治内容を規定してきたこと、就中、一八〇一年には直接に彼等が皇帝暗殺の暴企すらなし得たことを考慮しなければならないが、統治を實質的に規定した官僚層が實は貴族階級から排他的に供給されていた事實を、別言すれば彼等官僚が統治機構内部に組入れられた貴族の階級的觸手に外ならなかつた事實を、想起して置くことがなによりもまず必要である。すなわちスペランスキイは、私的に行動し得るに十分な餘裕を留保していた從來の官僚制に、嚴格な位階制を持込んで、規律の强化と素質の向上をはかり、皇帝に對する忠誠と恪勤

を彼等に求めたのであつた。前記した一八〇九年四月の二つの勅令は、絶對主義的官僚制の確立、したがつてそのかぎりにおける官僚制近代化への端緒でもあつたわけである。しかるに、官僚を職業化し皇帝の手足化することは、官僚が特定身分の非制度的代表として私的に行動し得る餘裕の除去であり、王權を私權化し得る可能性の排除に外ならなかつた。それ故、官僚層の反スペランスキイ的抵抗は、その主觀的意圖のいかんにかかわらず、客觀的には貴族の階級的利益と分ち難く結びついていたものと考えられる。したがつて草案の實現を阻止した客觀的且つ基本的な條件を解明するためには、改めて貴族の階級的存在條件と草案とを對決させてみなければならないであろう。現に又、貴族階級はスペランスキイの改革に對して激しく反對していたのである。

第二章で指摘したように、權利主體の非身分的平等性を前提とした人格的自由の定立にあたつて、草案は、注目すべき進歩性を示しているが、それ以外の點については一般に保守的であり、現狀維持的であつた。例えば草案の規定する土地所有の自由にしても、その內容は、既に一八〇一年一二月の勅令が承認した限界を一歩も越えていない。それ故、二、三の進歩的な權利の定立による貴族的特權の對社會的意義の相對的な低下と、階級的利益乃至特權的意識の侵害によつて、草案が貴族階級の不評を招くことはあり得ても、貴族階級が積極的に支持しなければならない必要にして且つ十分な根據を草案に求めることは、少くとも基本的人權に關するかぎり甚だ困難であるといわねばならないわけである。もつとも草案には、有產者代表を統治機構の內部に制度的に組入れるべく、市民的自由と並べて政治的自由權が規定されている。すなわち鄕會・郡會・縣會といつた地方的代表機關を有產者層に解放し、地方行政への彼等の積極的な參與を認めているが、それによつても貴族階級の政治的な既得權はなんら充實・擴大されることにはならなかつた。貴族階級は既に身分的自治權と合せて、郡・縣を中心とする地方行政を掌握していたからである。(11) 勿論、草案に規定された特徵的な機關の一つである國會に言及していなかつたが、國會と呼ばれた代表機關の性格を想起するならば、貴族階級が積極的に支持しなければならなかつた必要にし

て又十分な根據を、草案は備えていないという前記した結論に再考すべき餘地はまずないものと思う。すなわち、草案の實現を要請すべき必然性を、貴族の階級的な存在條件の内に求めることはできないと考えられる。

しかしながら、この結論は、貴族階級の内部に、王權の行使を制度的に方向づけようとする階級的意志が缺如していたことを意味しない。例えば元老院の改革を意圖した政府が、その改革についての上申書の提出を元老院に求めた際、元老院を王權拘束の立法機關たらしめようとする要求がその内部に現れており、[12] 又そうした元老院内部の空氣を敏感に讀取ったアレキサンドルは、一八〇二年九月に、「法律の執行に伴う缺陷が存在する場合、あるいは新たに制定された法律と既存の法律とが矛盾する場合には、代表を通じてそのことを皇帝に上申し得る」[13] 一種の審議權と抗議權を元老院に與えて、元老院との妥協をはかっている。勿論その構成上の點からして、元老院を貴族の等族會議と看做すことはできないが、現に元老院は貴族的利益を實質的に代辯しており、又その結果皇帝と對立した場合も見受けられるのである。その典型的な事例をつぎに取上げてみよう。

一八〇二年一二月、陸軍大臣ヴァズミテイノァ Вязмитинов は閣議にはかった後、「士官まで勤め上げない貴族的身分の下士官は、一二年間勤務した後でなければ退職できない」[14] と規定した上申書 (доклад) を皇帝に提出し、皇帝の批准を得たので、この法律 (закон) ——すなわち皇帝の批准したその上申書を元老院に送った。ところが元老院はこの法律になんらの疑義を示すこともなく、執行機關である軍事參議會 (Военная коллегия) に附託してしまったが、その後一八〇三年一月の總會で、前記の法律により、「基本的且つ不變の法であるとアレキサンドルが嚴かに名付け、又保障を約束したところの貴族的特權が、侵害されている」[15] ことを發見した。その結果「我々の怠慢によってもし時を失うならば、子孫からの正當な非難を我々は甘受しなければならないであろう。したがって元老院は一八〇二年九月八日の勅令にもとづいて上申すべきである。かくも重要な法令の審議を大臣に許すことは、好ましくない」[16] とする元老院議員ポトッキイ С. Потоцкий の提案に

從い、元老院はその法律の再審議を皇帝に要求することを決議した。しかも問題の法律による特權の侵害がさほどの重要性を持たなかつたにもかかわらず、元老院の示した特權確保の意欲と態度とは貴族階級の共感を呼び、又その熱心な支持を受けた。[17] しかしながら豫想に反して、皇帝及び政府の態度もまた甚だ强硬であつた。司法大臣デルジャービン Г. Державин は、元老院の要求が專制的王權（самодержавная власть）にとつて極めて有害であるという自說を既に主張していたが、ともかくも問題の法律を元老院において再審議させるべきか否かを皇帝に訊したところ、アレキサンドルは「元老院をして審議させよ」[18]と答えたもののかさねて、「元老院は審議するであろうが、予は決して誤つていない」[19]と强調したため、皇帝對元老院の對立は硬化し、早急な解決を望み得ないような狀態に立ち至つた。兩者を和解させようとする大檢事總長の試みも失敗に終つている。しかし結局、復活祭直後の一週間以內に、皇帝が元老院代表を引見するという方法で、事態收拾の妥協がひとまず成立したが、その際皇帝は元老院側の代表ストルガノフ、トロシチンスキイなどの發言を終始聽取した後、極めて簡單に、「勅令が與えられるであろう」[20]と宣言して、この會見を打切つてしまつた。皇帝は問題を一方的に解決し得る可能性を、正しく發見していたのであろうか。ともかく一八〇三年二月二〇日に政府は、「當事者間の明確な合意にもとづいた契約の締結によつてする、地主の農民への自由附與に關する勅令」（Указ об отпуске помещиком крестьян своих на волю по заключении условий на обоюном согласии основанных）――以下「自由農民に關する勅令」と略稱する――を公布し、ついで三月二一日に、元老院の審議權は一八〇二年以前の法律及び勅令にのみ限定されること、したがつて、陸軍大臣提案の法律についてはこの審議權を適應できないこと[21]を明示した勅令を、元老院に與えて、問題の法律を執行させている。

この結果、元老院に認められていた法律の審議權はその實質的意義を失い、貴族的特權の一部はたとえ微細な內容であるにせよ、確實に奪取られ、少くともその限度において王權は明白に伸張していつた。無論、こうした事態の成立は、元老院並びに貴族階級一般が自己の要求の放棄を賢明とし、そして讓步したからに外ならない。しからば何故に彼等が讓步したの

か。いいかえれば要求放棄を賢策と見た貴族階級の態度は、果して貴族的存在條件の必然的な要請であつたとみることが許されるであろうか。問題の性質上、まず「自由農民に關する勅令」の内容を檢討してみよう。

二月二〇日の「自由農民に關する勅令」は、「相續によつて、あるいは正當な代價を支拂つて得た農民を、個々に又は村全體として解放しよう」[22]とする地主が、彼等と契約を結び、それによつて彼等農奴的農民に自由を與え得ることを規定したものである。かく地主の全く自由な意志決定に自由の附與・農奴の解放を委ねている結果、この勅令により、アレキサンドルの全治世において解放された成年男子の農奴的農民は、僅か四七、一五三名[23]、すなわち農奴的農民の全總數の五パーセント弱にすぎなかつた。したがつて農奴解放という觀點からすると、「自由農民に關する勅令」の現實的意義は、甚だ乏しかつたといわねばならない。しかしそれは別の意味で極めて優れた現實的役割を果した。既述したように二月二〇日の勅令によつて、王權の最高・絶對性に對する元老院の介入は排除され、又陸軍大臣提案の法律が實効性を與えられているからである。とするとこの勅令は、たとえ農奴解放立法としては非現實的であるにせよ、特權的地主であり、又農奴的農民の所有者である貴族の階級的勢力を、牽制し得る十分な規定内容乃至條件を備えていたことになる。しかし勅令の主たる内容は、地主が自己の意志にもとづいて農奴的農民に自由を與えることができる、ということ以外にあり得ようはずがない。したがつて「自由農民に關する勅令」の公布による貴族階級の讓歩が、貴族的存在條件の必然的要請であつたか否かの問題の解決には、貴族と農奴的農民との現實的な關係がいかにあつたかを考察しなければならないわけである。

特權的地主であり、農奴的農民の所有者である貴族の階級的利益は、既に一八世紀において法制的に保證されていた。勿論、一八世紀後半から一九世紀にかけての著しい社會經濟的發展は、貴族の生活支柱であるいわば農奴主的收取に直接・敏感に反映し、收取形態の差異とは無關係に、收取の强化と擴大を引起していた[24]。一般に黑土地帶では賦役を、非黑土地帶では貢租を支配的な形態としつつ、いずれの場合においても等しく、貨幣經濟の成長に順應し得る消費生活の必要上から、又

は市場關係に入組もうとする企業家的な意圖から積極化した貴族の農奴主的收取の强化が、農奴的農民の貧困化を促進し、暴力的な反地主的抵抗を誘發していたのである。

圖表A[25]

年代	農民暴動發生件數	百分率
一八〇一—一八一〇	八三	六
一八一一—一八二〇	一二四	八
一八二一—一八三〇	一五六	一一
一八三一—一八四〇	一四三	一〇
一八四一—一八五〇	三五一	二四
一八五一—一八六〇	五九一	四一
一八〇一—一八六一	一、四四八	一〇〇

圖表B[26]

年代	農民暴動發生件數	百分率
一八〇一—一八〇五	四五	一七
一八〇六—一八一〇	三八	一五
一八一一—一八一五	三六	一四
一八一六—一八二〇	八七	三三
一八二一—一八二五	五五	二一
一八〇一—一八二五	二六一	一〇〇

前記の圖表から明かであろうような、年を追つて累增した農奴的農民の反抗は、一般的にはまず賦役への不參加、又は貢租義務の放棄に始まり、地主並びに官憲との實力的な抵抗へと發展し、軍隊の出動によつて終るといつた經過をたどりつつ反復している。例えば一八〇二年から一八〇三年にかけて、ノーヴゴロド縣のヴォロビィツ郡・クレスチェツ郡・ティフビ

ゾ郡などの諸地主領に發生し、その後間もなくヴォロビィッ郡内の他の三地主領を卷込んだ暴動などは、一九世紀初頭の農民運動の典型と認められる。内務大臣クチュベイの報告によるとこの暴動も「結局は鎭壓された……ところが被告の農民は牢獄を打破つて逃亡したので、郡警察署長が證人と共に彼等の探索に派遣された。しかし逃亡した農民は近傍の村落に防塞を施し、小銃・獵槍で武裝し、郡警察署長の一行の通過を阻止した。そのため軍隊と參事官が派遣されたが、暴動の發頭人達は四散してしまつた」[27]。すなわち一九世紀の初頭においては、プガチョーフの叛亂（一七七三―一七七五）のような大規模の全國的な暴動こそ發生してないが、それに劣らない暴力性に富んだ反農奴主的運動が頻發していた。

一九世紀の初頭にかけて、農奴的農民は、かくいたるところで、農奴主的收取の解消と農奴的隷屬關係の破碎を強く意欲していたにもかかわらず、貴族は、依然として農奴主的收取を生活に不可缺な經濟的條件とし、したがつて農奴的隷屬關係の權力的な維持と確保を不可避的に要求し續けていた。しかも兩者の極度の對立緊張關係は、力の均衡狀態において成立していた。自己主張をする上に極めて有利な第三者的な立場が、そこに用意されていたことは改めて述べるまでもなかろう。しかもかかる有利な立場の存在に、別言すると農奴制問題を貴族勢力の牽制策として利用し得ることに氣付いた者が外ならないアレキサンドルであつた。それ故にこそ、二月二〇日の「自由農民に關する勅令」が、貴族に既述したような讓步を餘儀なくさせたのである。すなわち、王權に對する貴族の讓步は、農奴的農民の實力的な抵抗によつて危險にさらされた農奴主的收取の、乃至は貴族的な生活基盤の要求する必然的な要請であつたということができよう。いいかえれば、農奴解放立法としては甚だ非現實的な「自由農民に關する勅令」が、アレキサンドルの自己主張・對貴族的要求を平易に實現させ得た程に、農奴主的支配關係の存在は依然貴族にとつて決定的な經濟的意義を持つていたのであり、また農奴的隷屬關係を否定しようとする積極的な反農奴主的抵抗が一般化していたのであつた。しかも、このような狀況は一八一〇年代においてもなんら變化していない。「自由農民に關する勅令」の立法者が眞に意圖していた目的を達せしめた貴族と農奴的農民の對立緊

張關係は、なお依然として存續していた。しかるに、スペランスキイの憲法草案は、王權の妥當性を合理的に、しかも一擧に獲得すべく基本的人權を、特に農奴主的・恣意的な支配を排除する普遍的主體の人格的自由を保障しようとしたわけである。「冷酷な地主達よ、汝に隷屬する農民の子供らを見よ。彼等は殆ど裸である。それは何故であるか」[28]というラディシチェフ A. Радищев の問いに、實踐的に解答し得ない貴族階級が、スペランスキイの憲法草案を邪惡に滿ちた「パンドラの箱」[29]以外に評價し得るはずはなかつた。すなわちスペランスキイの憲法草案は、王權の基盤を構成した貴族の階級的な意志によつて、法規範化を必然的に妨げられたということができるのではなかろうか。

(1) しかしながら草案のいかなる箇所がどのような修正・變更を受けたか、乃至はまた補足されたかについては全く明かでない。
(2) Шильдер, Император Александр первый, его жизнь и царствование, 1904, том II, стр. 253.
(3) Шильдер, Там же, том II, стр. 254. 草案の現實化という問題についてスペランスキイ自身がかく發言している。
(4) Хрестоматия по истории СССР, 1953, том II, стр. 433-434.
(5) Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 258.
(6) Шильдер, Там же, том II, стр. 257.
(7) Шильдер, Там же, том II, стр. 305.
(8) Шильдер, Там же, том II, стр. 259.
(9) Шильдер, Там же, том II, стр. 260.
(10) История СССР., под редакцией члена-корреспондента Академии наук СССР Нечкиной, М., 1954, том II, стр. 69.
(11) 一七七五年の地方行政の改革によつて全國は約三〇萬の人口をもつ五〇箇の縣に、縣は又約三萬の人口をもつ郡に分割され、各縣には皇帝に直結する縣知事が置かれ、又貴族團 дворянское общество の設置が認められた。この貴族團は貴族の自治團體であつて、縣の場合について述べてみると、同一の縣内に居住する貴族は三年に一回會合し、縣貴族團長を選出する（郡の場合は同樣に郡貴族團長を選出する）。ついで縣貴族團は郡の行政と司法を擔當する郡警察署長・陪審員・郡裁判官を、又縣の刑事裁判所・民事裁判所・調停裁判所の長官をそれぞれ選出する。したがつて貴族は自己の領有地において認められた支配權と共に、郡の全住民に對する行政權及び司法權を、又縣においては司法權を獲得していたわけである。なお又彼等は意見あるいは希望を縣知事に傳え得る以外に、代表を通じて元老院並び

に皇帝に上申し得る權利なども認められていた。

(12) Ааткин, В., Учебник истории русскаго права, 1909, стр. 313-314.

(13) 「元老院の權利と義務に關する勅令」。

(14) Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 100.

(15) Шильдер, Там же, том II, стр. 101. 元老院議員ボトッキイ伯爵の發言。

(16) Шильдер, Там же, том II, стр. 101.

(17) 例えばデルジャービンの指摘するところによると「高貴な、したがつて恐らくは愚昧な貴族達は非常に感激し、また多數の人々を招く際には、その名簿の先頭に彼ボトッキイ伯爵の名を記し、彼をロシヤ貴族階級の庇護者・彈壓からの擁護者と看做して、彼の健康を祝して乾盃を重ねた」(Шильдер, Там же, том II, стр. 103) という。

(18) Шильдер, Там же, отм II, стр. 101.

(19) Шильдер, Там же, том II, стр. 101.

(20) Шильдер, Там же, том II, стр. 102.

(21) Шильдер, Там же, том II, стр. 102.

(22) Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 418.

(23) Там же, том II, 417.

(24) Ляшенко, П., История народного хозяйства СССР, 1947, том I, стр. 366.

(25) Игнатович, И., Крестьянские волнения первой четверти XIX веке, стр. 48 (Вопросы истории, No. 9, 1950). 暴動の發生件數は領有地單位であつて、村落單位ではない。又圖表の數字には、例えば一八二〇年のドン地方において發生したような大衆的叛亂は數えられていない。

(26) Игнатович, Там же, стр. 48.

(27) Игнатович, Там же, стр. 51.

(28) 「ペテルブルグからモスクワへの旅」Путешествие из Петербурга в Моску (А. Н. Радищев, избранные философские общественно-политические произведения, 1952, стр. 200) の一節。

(29) ペンザの貴族ヴィーグル Ф. Вигель はスペランスキイ失脚の報知を知つた貴族階級の喜びを傳えると共に、「彼スペランスキイは

非禮な言葉で何人をも侮辱したことも、又數多い彼の敵を一人として破滅させたこともなく、長年の間靜かにその書齋 кабинет で仕事し續けてきた人間であつた。しかし彼の書齋は……不幸・災厄に滿たされたパンドラの箱としか見えない」（Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 438）と評している。

むすび

以上、スペランスキイ憲法草案成立の背景とこの草案の特性を觀察し、そしてこの草案を草案としてしかあり得させなかつたものが、王權の基盤を構成していた貴族の階級的な要請であつたということを指摘した。ところでスペランスキイの草案を葬つた貴族の階級的な意志、したがつて農民の反農奴主的な抵抗は、改めて述べるまでもなく貴族階級の側に、支配體制特に統治機構の整備・充實と皇帝權力の强化・擴大の要求を呼起さずにはおかなかつた。しかもまた、累增的・暴力的な農民運動を權力的に慰撫・鎭壓しなければならない必要性が王權の伸張・强化を不可避とすると同時に、たとえ自然發生的・分散的であるにせよ、反貴族的農民運動の累增的激化は既存の秩序の體制的な危機を意味していたが故に、王權は、この危機克服のための自主的な態度を自己の階級基盤に對しても示すべきことを餘儀なくされた。[1] そしてまた王權の自主性は、本論で指摘したように、ある限度までは客觀的に十分保證されていたのである。かくしてここに、王權の絕對化が直接的・間接的にも、乃至は主體的・客體的にも必然化していつた。したがつて國家協議會に關する草案の企圖は、[2] 王權の要求に卽應していたために實現され、基本的人權を保障しようとした企圖は、王權の自己主張が制約されるために否定されたのであつた。

すなわち、パーヴェルによる王權の恣意的な絕對化に伴つて表面化した封建的な體制的危機を、合理的な方法によつて克服しつつ、王權の妥當性を獲得しようとしたアレキサンドル一世政府の企圖は、いかに誠實に意欲されたにせよ、そもそもそれ自體が既に客觀的な要求と矛盾したために、實現の可能性を全く缺いたいわば空虛なものでしかあり得なかつた。[3] 彼が

一八〇一年に繼承した「ロシヤ大帝國の王位」の保證は、合理的・憲法的にではなく、權力的・暴力的にしか、現實には求められ得ないわけであつた。しかしその結果王權は、常に安定性を缺き、不斷の動搖にさらされ、またそれ故にこそ、非權力的な・合理的な方法による安定性の回復と妥當性の培養を、緊急にして且つ基本的な、しかも解決し難い課題として持ち續けねばならなかつたのである。要するに一九世紀初頭の政治狀況は、現實を決定的に否定する事實的契機と理念的契機とを、いいかえれば累增化し・暴力化していた反農奴制的農民運動の現實的要求と王權の妥當性培養という理念的な要請を內包しつつ、立憲的合理化と反立憲的權力化を兩極としたその間に、大きな振幅をもつて展開し續けていたとみることができる。

(1) 三〇萬の國有地農民を貴族に下賜しているパーヴェルが、實はまた賦役を週三日に制限して農奴主的恣意を制約し、農奴的農民の負擔輕減をはかつた（一七九七年の法令）最初の立法者でもあつたことを指摘しておきたい。

(2) スペランスキイはその草案において執行部門の充實・强化と機構の集權的一元化をはかつているが、現實の統治機構は、既に「皇帝の司會」という事實上の規範力によつて、司法的・行政的・立法的諸權力を分ち難く渾然と內閣に集約させていた（Латкин, Указ. соч., стр. 316-318）。しかしそれは他の諸機關との關連においてなされてない結果、機能的混亂を生み、執行機關の弱體化を招いた。

(3) 「社會の福祉という立派な思想、寬容さ、社會福祉のためには自己の便宜を犧牲にし、自己の權力の及び得る範圍を限定してもよいという、又人民の今後の幸福を疑いもなく保證するものであれば、王權の絕對性を否定してもよいとする意向……すべてそれは、青年の客氣であり、成人の確呼とした意志ではなかつた。皇帝はただ外面的な體裁を好んだにすぎない。彼には自由主義的な統治の幻影が意にかなつていたのであり……要するに彼は、自己の意志によろこんで從うことを條件としてのみ、自由を心よく下賜しようとしたのだ」（Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 104）と。あるいは又「ロシヤの大氣には專制主義が滲込んでいる……アレキサンドルは頭腦の遊びとして自由を愛した。したがつて彼はロシヤ人であつたわけである。というのは、彼の血管には怠惰と無頓着さとで薄められた權力欲が血と共に流れているからである」（Шильдер, Там же, том II, стр. 279）といつた批判がアレキサンドルの近代性に對して加えられている。しかし前記したストルガノフ及びヴィーゲルの批判は、實は一八〇三年のはじめ、アレキサンドルが彼等貴族の階級的利益を無視した際に發せられたのであり、彼等が近代的な、自由主義的な立場に立ち、又立ち得ての發言であつたかどうかは疑問である。